

香川県報



第46号

平成18年

6月13日(火曜日)

香川県知事 真鍋武紀

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

香川県議会定例会の招集

（政策課）

一

公告

土地改良区の役員就任の届出

（土地改良課）

二

土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課）

二

公安委員会規則

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

正誤

平成十八年六月一日（香川県報号外）香川県告示第四百五十号中訂正

告示

香川県告示第四百六十九号

平成十八年六月二十日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂に招集する。

平成十八年六月十三日

香川県知事 真鍋武紀

公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市中津土地改良区から役員就任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年六月十三日

| 役員の種類 | 氏名 | 住 | 所 | 就任年月日 |
|----------|-------|-------------|---|-----------|
| 一 退任した役員 | | | | |
| 理事 | 中川 重徳 | 丸亀市中津町四二一番地 | | 平成一八、五、二三 |
| | 長岡 弘 | 四八番地 | | |
| | 遠山 義之 | 四八二番地五 | | |
| | 中川 弘 | 三三〇番地一 | | |
| | 中西 保雄 | 四二番地 | | |
| | 池内 光徳 | 四五三番地 | | |
| | 中川 晴夫 | 三一五番地 | | |
| | 福井 定男 | 四八八番地一 | | |
| | 中川 弘 | 三三〇番地一 | | |
| | 中川 弘 | 四八二番地五 | | |
| | 長岡 正一 | 七〇番地一 | | |
| 二 就任した役員 | | | | |
| 理事 | 中川 重徳 | 丸亀市中津町四二一番地 | | 平成一八、五、二四 |
| | 長岡 弘 | 四八番地 | | |
| | 遠山 義之 | 四八二番地五 | | |
| | 中川 弘 | 三三〇番地一 | | |
| | 中西 保雄 | 四二番地 | | |
| | 池内 光徳 | 四五三番地 | | |
| | 中川 晴夫 | 三一五番地 | | |
| | 福井 定男 | 四八八番地一 | | |
| | 中川 弘 | 三三〇番地一 | | |
| | 中川 弘 | 四八二番地五 | | |
| | 長岡 正一 | 七〇番地一 | | |
| 監事 | 田中 春茂 | 四九四番地 | | |
| | 長岡 正一 | 七〇番地一 | | |
| | 服部 隆三 | 二〇二番地一 | | |
| | 中川 晴夫 | 三一五番地 | | |
| | 福井 定男 | 四八八番地一 | | |
| | 中川 弘 | 三三〇番地一 | | |
| | 中西 保雄 | 四二番地 | | |
| | 池内 光徳 | 四五三番地 | | |
| | 中川 晴夫 | 三一五番地 | | |
| | 福井 定男 | 四八八番地一 | | |
| | 中川 弘 | 三三〇番地一 | | |
| | 中川 弘 | 四八二番地五 | | |
| | 長岡 正一 | 七〇番地一 | | |
| 監事 | 田中 春茂 | 四九四番地 | | |
| | 長岡 正一 | 七〇番地一 | | |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十八年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良事業を行った者の名称 | 土地改良事業の種類 | 地区名 | 工事完了年月日 |
|----------------|--------------|--------|-----------|
| 高松市 | 団体営ため池等整備事業 | 真奥下池地区 | 平成一八、三、二四 |
| 高松市西植田土地改良区 | 単独市費補助土地改良事業 | 西神内東地区 | 平成一八、一、二〇 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 | 籾池地区 | 平成一八、二、一五 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 | 落神上井地区 | 平成一八、三、三〇 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 | 末次上池地区 | 平成一八、三、三〇 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 | 南原地区 | 平成一八、三、三〇 |
| 〃 | 単独市費補助土地改良事業 | 中原地区 | 平成一八、三、三〇 |
| 高松市十河土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 | 本村二号地区 | 平成一八、三、二〇 |
| 〃 | 単独市費補助土地改良事業 | 西ノ岡地区 | 平成一八、三、二〇 |

公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月十三日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十五号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月十三日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

第二十一条第一項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改める。
 第二十四条中「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改める。
 別記様式第二十一号中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。
 別記様式第二十五号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の別記様式第二十一号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第二十一号による管理者証は、改正後の別記様式第二十一号による管理者証とみなす。

正 誤

平成十八年六月一日(香川県報号外)香川県告示第四百五十号中訂正

| 一 ページ | 上 段 | |
|-------|--------|---------|
| | 正 | 誤 |
| | 287.93 | 287.934 |